

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する
総合的な施策の大綱について

- ・ 地教行法の改正により、市長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針（教育振興基本計画）を参酌して、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとされている。【地教行法1条の3第1項】
 - 大綱の策定により、地域住民意向を教育行政により一層反映するとともに、地方公共団体における教育、学術、文化の振興に関する施策の総合的な進行を図っている。【文科省Q & A】
 - 大綱は、地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策の策定を求めているわけではない。【文科省Q & A】
- ・ 大綱を定めるとき、又は変更するときは、あらかじめ総合教育会議において協議するものとする。【地教行法1条の3第2項】
- ・ 大綱を定めたとき、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。【地教行法1条の3第3項】
- ・ 大綱の策定について、事務局案は次のとおり

案	第四次総合振興計画の教育に関する部分を抜き出し、大綱とする。
案	第二次教育振興基本計画をもって大綱に代える。
案	第二次教育振興基本計画の総論部分を抜き出し、大綱とする。